

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第109号）（消防局予防部指導課）

次のとおり、危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第225号）の施行により危険物の規制に関する政令（以下「危険物政令」といいます。）の一部が改正されることに伴い必要な措置を講じるとともに、火災による被害を軽減するための措置を講じることとしました。

1 再生資源燃料の貯蔵及び取扱いの基準に関する事項

危険物政令の一部改正により、再生資源燃料（使用済物品等又は製品の製造、加工等に伴い副次的に得られた物品のうち有用なものを原材料とする燃料をいいます。以下同じ。）が指定可燃物に加えられることに伴い、再生資源燃料の貯蔵及び取扱いの基準を整備することとします。

2 合成樹脂類の貯蔵及び取扱いの基準に関する事項

合成樹脂類の貯蔵及び取扱いの基準に火災による被害を軽減するための基準を付加することとします。

3 経過措置

上記の措置に関し必要な経過措置を定めます。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第109号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

目次中「・第35条」を「～第35条の2」に、「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第1条中「取扱い」の右に「(当該危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備を含む。以下同じ。)」を加える。

第34条第1項各号列記以外の部分中「備考5」を「備考6」に、「備考7」を「備考8」に改め、「の各号」を削り、同項第1号表以外の部分及び第2号中「保有するか」を「保有し」に改め、同項第3号ア中「備考5エ」を「備考6エ」に、「危険物が」を「可燃性液体類等が」に改め、同項第4号中「備考5エ」を「備考6エ」に改める。

第35条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号及び第4号中「講ずる」を「講じる」に改め、同条第6号表以外の部分中「うち」の右に「廃棄物固形化燃料等（再生資源燃料（別表第3備考5に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものをいう。以下同じ。）及び」を加え、「備考8」を「備考9」に改め、「ただし、」の右に「廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び」を加え、「備考6」を「備考7」に改め、「監視するとともに、」の右に「廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び」を加え、同条第7号中「場合は、次」を「場合は、前号ア及びウの規定の例によるほか、次」に改め、同号アを次のように改める。

ア 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別

表第3に掲げる数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、3メートル)以上の空地を保有し、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部がない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備の設置その他の必要な措置を講じたときは、この限りでない。

第35条第7号イ中「間」の右に「及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間」を加え、同号ウを削り、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次に掲げるところによること。

ア 集積する場合は、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備の設置その他の必要な措置を講じたときは、この限りでない。

区 分	距 離
面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	メートル以上 1
面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2
面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3

イ 別表第3に掲げる数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出することができる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又

は不活性ガスを封入する設備を設置したときは、この限りでない。

ウ 別表第3に掲げる数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）で仕上げをした室内において行うこと。

エ 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

オ 適切な水分管理を行うこと。

カ 適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等を貯蔵すること。

キ 温度及び可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

ク 3日を超えて集積する場合は、発火の危険性を減じ、発火した場合に速やかに拡大を防止するための措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な高さとする。

第35条の2の見出しを削り、同条中「方法」を「状況」に、「止める」を「とどめる」に改め、同条を第35条の3とする。

第4章第2節中第35条の次に次の1条を加える。

（火災を誘発するおそれがある事項の把握等）

第35条の2 別表第3に掲げる数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱うときは、当該貯蔵し、又は取り扱う場所において火災を誘発するおそれがある事項を把握するとともに、前2条に定めるもののほか、当該事項に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

第58条第1項前段中「以上（）」の右に「再生資源燃料、」を加える。

別表第3中「第35条」の右に「、第35条の2」を加え、同表わら類の項の次に

次の1項を加える。

再生資源燃料	1,000キログラム
--------	------------

別表第3備考中8を9とし, 7を8とし, 6を7とし, 5を6とし, 4の次に次のように加える。

- 5 「再生資源燃料」とは, 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 市規則で定める日から施行する。

(再生資源燃料に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する廃棄物固形化燃料等を貯蔵し, 又は取り扱う施設については, この条例による改正後の京都市火災予防条例(以下「改正後の条例」という。)第35条第7号エの規定は, 当該施設が次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り, 当分の間, 適用しない。

(1) 5メートル以下の適切な高さを超える状態となるのは, 1の継続する状態ごとにおおむね連続する2月の期間内であること。

(2) 前号の期間内においては, 発熱及び発火を防止するための適切な措置並びに発火したときに火災の拡大を防止するための適切な措置が講じられていること。

- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例別表第3に掲げる数量以上の再生資源燃料(廃棄物固形化燃料等に限る。)を貯蔵し, 又は取り扱っている場所のうち, 改正後の条例第35条第7号アからエまでの規定に適合しないものについては, これらの規定は, 平成19年11月30日までの間は, 適用しない。

- 4 この条例の施行の際現に改正後の条例別表第3に掲げる数量以上の再生資源燃料を貯蔵し, 又は取り扱っている者は, 平成17年12月31日までに, その品名,

数量その他当該物品の貯蔵及び取扱いに関して火災予防上必要な事項を所轄消防署長に届け出なければならない。この場合において、改正後の条例第58条第1項後段の規定は、当該事項を届け出る日又は平成17年12月31日のいずれか早い日までの間は、適用しない。

(合成樹脂類に関する経過措置)

5 この条例の施行の際現に改正後の条例別表第3に掲げる数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋外の場所のうち、改正後の条例第35条第8号アに掲げる基準に適合しないものについては、同号アの規定は、平成19年11月30日までの間は、適用しない。

6 この条例の施行の際現に改正後の条例別表第3に掲げる数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋内の場所のうち、改正後の条例第35条第8号イ（異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所の相互の間を区画する部分に限る。）に掲げる基準に適合しないものについては、同号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(消防局予防部指導課)